

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	18
法令名	河川法	根拠条項	第30条第2項		
許認可等	許可工作物の一部使用				
<p>(根拠規定) 第30条 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。</p> <p>(許認可等の基準) 河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(10) 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)の審査基準について</p> <p>完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法から見てやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。</p> <p>使用しようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。</p> <p>一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。</p> <p>一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。</p>					